

横浜市美術資料収集審査委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 28 日文文第 1038 号（局長決裁）

最近改正 令和 5 年 3 月 30 日文文振第 1430 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市美術資料収集審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定め、横浜美術館における美術作品その他の美術に関する資料（以下「美術資料」という。）の購入、寄贈及び寄託の受け入れ（以下「収集」という。）の手続を定めることにより、美術資料の収集の適正化及び公正化を図ることを目的とする。

（美術資料）

第 2 条 横浜市が収集する美術資料は別途定める「横浜市美術資料収集方針」（以下「収集方針」という。）によるものとする。

（担当事務）

第 3 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 収集方針の適合性の審査に関すること。
- (2) 芸術性及び真贋性の審査に関すること。
- (3) 購入しようとする美術資料の評価額の決定に関すること。

（委員）

第 4 条 委員会の委員は、絵画、彫刻、工芸、写真、デザイン等美術資料の各部門について学識経験を有し、人格が高潔で、かつ、公正な判断ができる学識経験者から市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後前条第 1 項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決す

るところによる。

- 5 委員長は、横浜美術館館長に対し、委員会の会議への出席を求め、美術資料の収集に関する意見を聴かなければならない。

(価額評価委員会)

第7条 第3条第3号に規定する担当事務を行うため、委員会に分科会として横浜市美術資料価額評価委員会（以下「価額評価委員会」という。）を置く。

- 2 価額評価委員会は、第4条に定める美術資料の各部門に置くことができる。
- 3 価額評価委員会の委員は、委員会委員、学識経験を有する者及び専門家のなかから、購入しようとする美術資料について利害関係を有しない者を3名以上10名以下の範囲で市長が任命する。
- 4 価額評価委員会委員の任期は、2年を越えない範囲で案件が終了するまでとする。
- 5 第5条及び第6条の規定は、価額評価委員会について準用する。この場合において、同条中の「委員会」とあるのは「価額評価委員会」と、「委員長」とあるのは「価額評価委員会委員長」と、「委員」とあるのは「価額評価委員会委員」と読み替えるものとする。
- 6 委員会は、その定めるところにより、価額評価委員会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長又は価額評価委員会委員長は、委員会又は価額評価委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、にぎわいスポーツ文化局文化芸術創造都市推進部文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成24年7月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。